

ドイツにおける資本収益税免税・還付手続きのドイツ連邦中央税務局(BZSt)の処理状況について

June 2024

In brief

2024年4月2日付のドイツ連邦政府からの回答によると、資本収益(配当)に対するドイツの資本収益税(源泉徴収税)の免除証明書ならびに軽減税率適用証明書の発行が遅延していることが明らかになりました。この問題は、源泉徴収税を免除(軽減税率を適用)する証明書がタイムリーに発行されないため、免税証明書(軽減税率適用証明書)が発行されるまで配当の支払いを待つか、最初に資本収益税を納め、その後、に還付手続きを行わざるを得ない状況になっており、予定通りに資金還流が行われないなど資金繰りの観点にも影響を及ぼしています。

ここでは、ドイツ連邦政府から得られたドイツ連邦中央税務局(BZSt)の処理状況について解説するとともに、在独日系企業への影響を考察します。

In detail

1. ドイツにおける資本収益税と租税条約に基づく免税手続き

ドイツ現地法人が親法人に対して支払う配当金は、資本収益税(源泉徴収税)の対象となります。原則として25%の資本収益税(+25%×5.5%の連帯付加税)が課されますが、国外の法人(例:日本の親会社やEU所在の地域統括会社など)に対して支払う場合には、ほとんどのケースにおいて、二国間租税条約またはEU親子間配当指令に基づき、免税または軽減税率が適用されます。

2023年1月1日以降、免税・軽減税率適用証明書の交付および還付の申請は、常にドイツ連邦中央税務局(BZSt)のオンラインポータル(BOP)を通じて電子的に提出しなければなりません。配当を支払う際に資本収益税の免除を受けるためには、配当の支払時に免税証明書(軽減税率適用証明書)が発行されていることが必要となり、申請書の提出だけでは不十分となります。なお、免税証明書(軽減税率適用証明書)の有効期間は最長3年です。

なお、租税条約やEU親子間配当指令の恩恵を受けるためには、アンチ・トリートイー・ショッピング規定の要件を充足する必要があります。詳細は、[こちらのニュースレター](#)をご参照ください。

2. ドイツ連邦政府への質問とその回答

2024年3月14日付で最大野党であるキリスト教民社会主同盟(CDU/CSU)から資本収益税の免税・軽減税率適用証明書の交付申請手続きならびに還付手続きのドイツ連邦中央税務局における処理状況に関して、以下の通りの質問がなされました。ここでは一部の質問とドイツ連邦政府からの回答を抜粋します。

- (1) 所得税第50c条第2項第1文第1号に基づく免除証明書ならびに軽減税率適用証明書は現在何件申請されているか。

- (2) 免税証明書ならびに軽減税率適用証明書の交付申請や還付申請に関して、ドイツ連邦中央税務局の処理待ちの件数はどの程度であるか。

(1)～(2)への回答： 2023 年 1 月 1 日以降、免除(軽減税率適用)および還付の申請は電子的に行う必要があるが、現在、免税証明書ならびに軽減税率適用証明書の交付申請 2,666 件と還付申請 61,341 件(さらに 17,000～27,000 件の紙申請)が未処理となっている。

- (3) ドイツ連邦中央税務局での証明書の交付まで、あるいは、実際の還付まで、申請から平均どのくらい時間を要するか。

回答： 証明書の交付までの平均処理期間は 480 日、実際の還付までの平均処理期間は 615 日となっている。

- (4) 2020 年から 2023 年に申請され、発行された免除証明書ならびに軽減税率適用証明書の数はどの程度であるか。

回答：

2020 年から 2023 年における申請件数と免税証明書ならびに軽減税率適用証明書の発行件数は以下のとおりである。

- 2020 年：申請件数 3,371 件、処理件数 3,400 件(うち、却下件数 265 件)
- 2021 年：申請件数 2,962 件、処理件数 2,104 件(うち、却下件数 181 件)
- 2022 年：申請件数 2,845 件、処理件数 2,820 件(うち、却下件数 811 件)
- 2023 年：申請件数 2,301 件、処理件数 3,600 件(うち、却下件数 676 件)

- (5) 2020 年から 2023 年にかけて、資本収益税の還付申請は何件提出され、承認または却下されたか。

回答：

2020 年から 2023 年における還付申請件数と承認件数は以下のとおりである。

- 2020 年：申請件数 23,298 件、処理件数 19,534 件(うち、却下件数 1,715 件)
- 2021 年：申請件数 25,239 件、処理件数 18,029 件(うち、却下件数 1,625 件)
- 2022 年：申請件数 19,448 件、処理件数 13,410 件(うち、却下件数 2,516 件)
- 2023 年：申請件数 35,411 件、処理件数 13,818 件(うち、却下件数 2,942 件)

- (6) 当該納税者が期限内に免税証明書ならびに軽減税率適用証明書の交付を申請していたにもかかわらず、資本収益税が還付申請手続きにより還付されたケースはあったか。

回答： 免税・軽減税率適用証明書の交付申請手続きと還付申請手続きは、相互に独立した IT システムで処理されているために、質問に対応するデータは存在していない。

- (7) 免税・軽減税率適用証明書の交付申請手続きと還付申請手続きについて、ドイツ連邦中央税務局の何人の職員が対応しているのか。

回答： 現在、87 人のスタッフで対応している。

3. 在独日系企業にとっての留意点

上記の回答は配当に関する取扱いについて言及していますが、ロイヤルティ(使用料)に関する免税・軽減税率適用証明書の交付申請手続きも同様の状況であると推測されます。証明書の申請から交付まで1年以上要する現状を鑑みると、免税・軽減税率適用証明書の有効期限が切れる1年半～1年前には遅くともアクションを起こす必要があると考えます。実際に、免税・軽減税率適用証明書の取得が間に合わず、配当等の支払時期を調整せざるを得ない在独日系企業も多く見受けられます。

上述の通り、配当やロイヤルティ(使用料)を支払う時点において、ドイツ連邦中央税務局(BZSt)より免税・軽減税率適用証明書が発行されていない場合には、一旦資本収益税を徴収してから改めて還付手続きを行う必要があります。最終的には還付されることから、通算すると影響はないと言えるかもしれませんが、還付申請のための(追加的な)税務アドバイザーへのコストや還付承認までのリードタイムを考えると、事前に3年間有効の免税・軽減税率適用証明書の交付申請を適時に行っておいた方がより合理的と考えます。

なお、赤字であるために配当の支払いが予定されないことから、免税・軽減税率適用証明書の取得が不要であるケースも考えられますが、ドイツの税務調査において、移転価格関連の否認を受けて「隠れた利益配当(hidden profit distribution)」を認定される場合があります。「隠れた利益配当」として認定された場合、実際に配当を行っていなかったとしても配当を行ったものとみなして更正処分が行われ、結果としてみなし配当に対する資本収益税が生じることになります(この場合は事後的還付申請は不可)。免税(あるいは軽減税率適用)の要件を満たしている限り、その全額または一部が還付申請によって還付されますが、上述の通りコストも時間も要することから、配当を行う予定がなかったとしても、リスクヘッジあるいは税務調査対策として免税・軽減税率適用証明書を取得しておくことが推奨されます。

4. 参考

- [Drucksache 20/10715](#)
- [Drucksache 20/10898](#)

Let's talk



Prof. Dr. Uwe Hohage
Partner, Japan Business
Network (JBN) & Markets
Leader EMEA

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
uwe.hohage@pwc.com
+49 (0)160 90139585



Dr. Shuning Shou
Partner, Corporate Tax,
Japan Business Network

Bernhard-Wicki-Straße 8
80636 München, Germany
+49 (0) 160 5364530
shuning.shou@pwc.com



Thomas Riedl
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0) 1511 7407710
thomas.riedl@pwc.com



Yukiko Kono
河野 由紀子
Manager, Transfer Pricing,
Japan Business Network
ドイツ税理士

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)160 210 1566
yukiko.kono@pwc.com



Tamami Matsumoto
松本 タマリ
Manager, Corporate Tax,
Japan Business Network
ドイツ税理士

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)211 981 7838
tamami.matsumoto@pwc.com



Mina Ueki
植木 美奈
Manager, Corporate Tax,
Japan Business Network

Bernhard-Wicki-Straße 8
80636 München, Germany
+49 (0) 1511 5011687
mina.ueki@pwc.com



Shuhei Atsuchi
厚地 崇兵
Senior Manager, Corporate
Tax,
Japan Business Network
日本国税理士

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)151 4328 2213
shuhei.a.atsuchi@pwc.com

Japan Business Network (JBN) について

PwCドイツの Japan Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VAT など専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本語を話せるプロフェッショナルと、現地のプロフェッショナルが二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBN の Website はこちらから: [Japan Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから: [Japan Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.